

第 5144 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 1月15日 木曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

👉 国外財産調書の提出

Q：国外財産が5千万円を超える場合には調書を提出しなければならないそうですが、提出しておりません。どうしたらいいですか？

A：期限後であっても提出することが必要です。

【解説】

お尋ねの制度は、国外財産調書制度といわれるもので、その年の12月31日において、5千万円を超える国外財産を有する者は、その財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した国外財産調書を、その年の翌年の3月15日（提出期限が、土日、祝日等の場合は、その翌日）までに提出しなければならないとするものです。

国外財産調書を提出期限内に提出した場合には、国外財産調書に記載がある国外財産に関して所得税・相続税の申告漏れが生じたときに、過少申告加算税等が5%減額される恩典が与えられている一方で、提出期限内に調書を提出していない場合や記載すべき国外財産を記載していない場合に、その国外財産に関して所得税の申告漏れが生じたときは、過少申告加算税等が5%加重されることとなっています。また、偽りの記載をして提出した場合や国外財産調書を正当な理由がなく提出期限内に提出しなかった場合には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されることとなっています。平成26年3月が第1回目の提出期限でしたが、提出しわすれた人は今からでも提出しておく必要があります。

